

論 文

学校・地域における人権教育の指導方法について

— 自己実現と「共に生きる社会」の構築に向けて —



上越教育大学大学院教授

うめ の まさ のぶ
梅 野 正 信

人権教育は、社会の良識を根底で支える教育、公的に要請される教育である。児童生徒に人権感覚を育み、すすんで人権を尊重する姿勢や行動を育てることが期待されている。しっかりとした知的理解を習得するとともに、参加的、体験的、協力的学習を積極的に組み入れて、家庭・地域への広報・連携を働きかけ、学校全体の総合的な学習活動として、人権教育を計画・実施することが、大切である。

1 社会を根底で支え、法が要請する教育

人権とは、「人が生まれながらに持っている必要不可欠な様々な権利」である。（「人権教育の指導方法等の在り方について」文部科学省2008年。以下〔在り方〕と表記）

人権教育については、国内法で、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義されている。（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」2000年）

人が「生まれながらに持っている」権利とは、日本国憲法を支え



る原理、基本的人権に含まれる権利であるが、近代政治思想上では、より限定的で根底的な権利を指して、「自然権」と呼ばれてきた。人は生まれながら、無前提・不可侵の権利（自然権）として、生命・自由・資産を所有している。だが、現実には他に侵害されることが少なくない。そこで人は、人権を安定的に確保するため、自身の自由や資産の一部を公共に抛出し、政府に統治の権限を与えて市民社会を形成する。

したがって市民社会では、人権の保障は社会の原理的約束事（契約）である。生存の危機に陥り、名誉と人格を侵害され、なおも社会に放置される事柄に接した際に多くの人が政治を憤るのも、感情や情緒に流されるからではない。それが社会の原理、契約の原理そのものに背反するからである。

一人一人の生存と人格の尊ばれない社会が、市民の信任を得ることのないように、生存と人格の尊ばれない地域社会（や学校）が、住民（や児童生徒・家庭）の信頼を得ることはない。このような意味で、人権教育とは、共に生き、自己実現の場となるはずの地域社会、そして学校の根底を支える教育とってよいだろう。

2 人権感覚の醸成

学校における人権教育について、人権感覚の醸成が、課題として指摘されてきた。（「人権擁護推進審議会答申」1999年）

人権感覚とは、「人権が擁護され、実現されている状態を感知して、

論 文

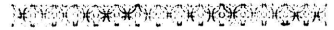
これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚」である。「人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権と共に他者の人権を守るような実践行動に連なる」と考えられる。([在り方] 5～8頁)

人権は、最優先かつ自明の権利として尊ばれるはずである。しかし、現実には犯罪や不法行為が数多く存在する。目の前の人権侵害を見て、ただちに不法行為として判断できない時もある。被害者が常に適切な対応を受けているとは限らない。

障がいのある人に関する知識を持ちながら、点字ブロックの上に駐輪する人もいるだろう。いじめが悪いことだと理解しているのに、目の前のいじめ行為を傍観する人も少なくない。就職差別や女性差別の不法性を知りつつ、被害者の責任に帰すかのような詭弁に迎合してしまうことがある。

理非、善悪を理解することと、実際に人権を尊ぶ行為とは、必ずしも一致しない。知的理解と実際の行動との間に齟齬や矛盾が存在することも、一再ではない。両者の間隙を狭めるための教育、人権感覚を醸成するための意図的な学習活動が、必要なのである。

「人権教育のための国連10年行動計画」(1994年)は、人権教育を「抽象的規範の表現」ではなく、「日常生活に関連づけた方法」で行うこと、「現実の問題として捉えるための方法及び手段についての対話に、学習する者を参加させる」ことを求めている。



人権が侵害される人の苦痛に思いをいたし、思いを寄せ、人権の尊重される社会を構築するための、児童生徒の積極的な姿勢、行動を形成するための学習、人権感覚の醸成を意図した学習が、期待されている。

4 人権感覚豊かな学級経営

人権感覚を醸成する取組の第一は、日常的な教育活動において、教職員自らが人権尊重の精神をふまえた言動を示し、促すことにある。また、実際に多くの教職員が、人権感覚あふれる授業や学級経営を行い、児童生徒の意見を受けとめ、明るく丁寧な言葉での声かけ等を心がけている。

児童生徒が自己実現への期待と希望をもつことのできるよう、支え、促し、励ましている。こうした教育活動自体が、人権感覚を醸成する優れた教育実践であるといえよう。（「在り方」14頁）

5 人権感覚を醸成する意識的な学習活動の設定

人権をめぐる様々な個別課題について、人権感覚の醸成を目的とする、意図的な学習活動が、広く取り組まれている。

人権課題の間に優劣のないことは当然である。ここでは、紙数の関係から、公的指導資料等に多くみえる、障がいのある人のための施設、高齢者（施設）宅等の訪問・交流、特別支援学校等との交流学習等を取り上げてみたい。

論 文

訪問・交流を中心とした学習では、「体験」を「体験だけ」に終わらせず、訪問・交流体験と学校の学習活動全体を関連づけ、家庭・地域と連携した学習活動として、計画・実施している学校が、少なくない。人権教育の豊かな広がり、可能性を示すものといえる。

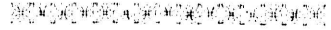
たとえば、

(1) [交流前] ①教科学習（社会、家庭、保健など）やゲストティーチャーを招いての講話など、福祉問題や地域の課題等に関する知的理解を保障し、②事前に、車いすやアイマスク体験等の疑似体験活動を行う。③初対面の方との会話や親睦を促すために「自己紹介」「ダイヤモンドランキング法」^(注)などを練習する。④交流相手の方の生きてきた時代等の社会的知識、発表会等で活用可能な音楽、図工、国語、家庭など各教科での学習内容と連携させる。

(2) [交流場面] ①～④を活用して楽しく交流するとともに、交流を通して「何を感じたか」「何を学んだか」「今後どうすれば良いと思うか」など、振り返りのための作文等を書かせる。また、各教科等において、交流等の場面で活用した内容について感想を述べさせるなどの時間を設ける。

(3) [交流後] 児童生徒の作文発表会等を通して、児童生徒間で気持ちや意見を交換・共有し、感謝の手紙等を送ったり、学校行事に招待するなどの機会を設ける。

(4) [家庭・地域との連携] (1)～(3)の活動を家庭・地域に積極的に広報し、協力や支援を呼びかけるとともに、学習活動が家庭・



地域の理解や協力，期待を受けていることを，児童生徒が常に自覚できるようにする。

6 人権感覚豊かな地域に生き，自己実現を期待できる教育

参加的，体験的，協力的学習を積極的に組み入れ，人権尊重社会を目指す地域の取組に貢献し，同時に，児童生徒の心優しい態度，行動，人権感覚を育むことを目指した学習活動が，多くの学校で，試みられている。

家庭や地域との連携は，児童生徒に自己尊重の機会を数多く保障し，人権感覚の醸成に資することにつながる。また，人権を尊重する地域社会の営為や施策を理解し，社会や地域に誇りを持ち，人権を守り発展させる活動にすすんで参画するよう，促すものともなる。

人権教育は，共に生き，相互に尊重され，自己実現をはかることの素晴らしさを実感し，学ぶことのできる教育，そして，社会，地域，学校の良識を，その根底で支える教育であるといえよう。

「人権尊重の精神の涵養」「人権感覚の醸成」に資する内容であるにもかかわらず，「人権教育」として位置付けられていないままにある取組も，少なくない。学校長や人権教育担当者と話し合い，「人権教育」として積極的に明示していただくことで，人権教育の一層の進展を，期待できるものと思われる。

(注) ダイヤモンドランキング法：ワークショップの一つ。あるテーマに関連する9つの事柄をカードに記入し，カードを重要度や必要度に応じてランキングし，菱形（ダイヤモンド）に配置する。